横浜市神奈川区	大野町（一番に接する横浜市道栄本町線（みなとみらい大通り）の部分に限る。） 金港町（一番に接する横浜市道栄本町線（みなとみらい大通り）の部分に限る。） 山内町（通称「中央市場通り」を含む）から西側部分に限る。 山内町から橋本町二丁目に架かる通称「コットン橋」	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間に接する交差点。
海域	次の二点を線で結んだ陸側海面 一　横浜市神奈川区橋本町二丁目一番先南端 二　横浜市中区新港一丁目一番先「横浜海上防災基地」北端	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間に接する交差点。

二．ホテルニューグランド周辺地域

期間	平成二十二年十一月九日午後〇時から平成二十二年十一月十五日午後〇時まで
地域	横浜市中区	山下町（百七十四番、百九十三番から百九十六番、百九十八番から二百一番、二百二番から二百十一番、二百十七番、二百三十一番、二百三十二番、二百四十番、二百四十一番、二百四十二番、二百四十四番、二百四十七番、二百五十一番、二百五十六番、二百五十八番から二百六十番、二百七十番から二百七十四番、二百七十六番、二百七十七番、二百七十九番（「山下ふ頭」内横四号線（を含まず）より北側部分に限る。）を除く。）

三．在横浜大韓民国総領事館周辺地域

期間	平成二十二年十一月十日午前八時から平成二十二年十一月十四日午後八時まで
地域	横浜市中区	新山下一丁目（一番、二番、五番から十三番） 新山下二丁目（一番から十番） 諏訪町 千代崎町一丁目（二十二番、二十五番） 元町一丁目 山手町（一番から六十二番、百五十二番、百五十三番、百五十五番から百五十七番、百五十九番、百六十番から百七十二番、二百三十番を除く。）	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間に接する交差点。

四．東京国際空港周辺地域

期間	平成二十二年十一月九日午後〇時から平成二十二年十一月十五日午後〇時まで
地域	東京都大田区	羽田空港一丁目 羽田空港二丁目

海域	次の二点を線で結んだ陸側海面 一　横浜市中区海岸通一丁目一番先「横浜港大さん橋国際客船ターミナル」中央部（神奈川県警察横浜水上警察署から三百七十八メートル、北緯三十五度二十七分五秒、東経百三十九度三十八分五十三秒） 二　横浜市中区山下町二百七十八番「山下ふ頭」内市営二号上屋南西角	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間に接する交差点。

	羽田空港三丁目 羽田空港三丁目地先公有水面埋め立て地	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間に接する交差点。

○農林水産省告示第千八百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町洞岳字飯田谷四三八八の一、四三八八の二、四三八八の四、四三八九の一、四三八九の二、四三九〇の一、四三九〇の二、四三九一の一、四三九一の二、四三九二、四三九五、四三九六の一、四三九六の二、四三九七の一、四三九七の二、四三九八の一、四三九八の二、四三九九の一、四三九九の二、四四〇〇の一、四四〇〇の二、四四〇一、四四〇四、四四〇六、四四〇八、字大崩四四一一から四四一三まで、四四一五、四四一五の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字飯田谷四三八八の四、四三九九の二、四三九九の一・四三九九の二・四三九〇の一・四三九〇の二・四三九一の二・四三九七の二・四三九八の二・字大崩四四一五の二（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町境字園平一二六六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字園平一二六六（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦